

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)及び公益財団法人柳井正財団(以下「この法人」という。)の定款第13条(評議員に対する報酬等)及び第31条(役員の報酬等)の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支払基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の種類及び額の決定)

- 第3条 この法人の評議員には、定款第13条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合は一人1回につき3万円(税引後)を報酬等として支払うことができる。
- 2 この法人の理事には、評議員会及び理事会等に出席した場合は、一人1回あたり3万円(税引後)を報酬等として支払うことができる。各年度の報酬総額は1,000,000円を超えない範囲とする。
 - 3 この法人の監事には、評議員会及び理事会等に出席した場合は、一人1回あたり3万円(税引後)を報酬等として支払うことができる。各年度の報酬総額は500,000円を超えない範囲とする。
 - 4 第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、評議員及び役員は報酬を辞退することができる。

(報酬等の支払方法)

- 第4条 評議員及び役員の報酬等については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支払うものとする。
- 2 その支払方法は、支払要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支払または本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 前項の費用のうち国内外の旅費については、「日本国外旅費規程」及び「日本国内旅費規程」に従うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事(理事長)が理事会の承認を得て、別に定める。